

令和4年度に実施した個別指導
において保険薬局に改善を
求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

目次

I	調剤全般に関する事項	- 1 -
1	処方箋の取扱い	- 1 -
2	処方内容に関する薬学的確認	- 1 -
3	調剤済処方箋の取扱い	- 1 -
4	調剤録の取扱い	- 1 -
II	調剤技術料に関する事項	- 2 -
1	薬剤調製料（調剤料）	- 2 -
2	嚥下困難者用製剤加算	- 2 -
3	自家製剤加算	- 2 -
4	計量混合調剤加算	- 2 -
III	薬学管理料に関する事項	- 2 -
1	服薬管理指導料（薬剤服用歴管理指導料）	- 2 -
2	薬剤服用歴の記録	- 3 -
3	重複投薬・相互作用等防止加算	- 3 -
4	薬剤情報提供文書	- 3 -
5	経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	- 3 -
6	薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等	- 4 -
7	調剤報酬明細書	- 4 -
8	麻薬管理指導加算	- 4 -
9	特定薬剤管理指導加算	- 4 -
10	乳幼児服薬指導加算	- 4 -
11	吸入薬指導加算	- 5 -
12	外来服薬支援料	- 5 -
13	在宅患者訪問薬剤管理指導料	- 5 -
14	服薬情報等提供料	- 5 -
IV	薬剤料等に関する事項	- 6 -
	薬剤料	- 6 -
V	事務的事項	- 6 -
1	届出事項	- 6 -
2	掲示事項	- 6 -
3	一部負担金等の取扱い	- 6 -
VI	その他の事項	- 6 -
1	調剤報酬明細書の記載	- 6 -
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	- 6 -
3	関係法令の理解	- 7 -

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用法の記載がない。
- ② 用法の記載が不適切である。

2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
- ③ 過量投与が疑われるもの
- ④ 相互作用（併用注意）が疑われるもの
- ⑤ 投与期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
- ⑥ 漫然と長期にわたり処方されているもの

3 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない又は不適切な例が認められたので改めること。

- ア 調剤済年月日
- イ 保険薬局の所在地
- ウ 保険薬局の名称
- エ 保険薬剤師の記名

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不適切な例が認められたので改めること。

医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

4 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が誤っている。
 - ア 調剤年月日
 - イ 処方箋の発行年月日
- ② 修正前の記載内容を二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。

II 調剤技術料に関する事項

1 薬剤調製料（調剤料）

薬剤調製料（調剤料）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

2 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので改めること。

3 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤上の特殊な技術工夫を行っていない。
- ② 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ③ 錠剤を分割する場合にもかかわらず、100分の20に相当する点数を算定していない。
- ④ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

4 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。
- ② 2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合していないにもかかわらず算定している。

III 薬学管理料に関する事項

1 服薬管理指導料（薬剤服用歴管理指導料）

- (1) 患者に対して実施した指導等の要点について薬剤服用歴等に記載がないので改めること。
- (2) 服薬指導の都度、過去の薬剤服用歴等を参照していないので改めること。
- (3) 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていないので改めること。

2 薬剤服用歴の記録

薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない又は記載が不十分である。
 - ア 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - イ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - ウ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - エ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - オ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - カ 服薬指導の要点
 - キ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ② 修正前の記載内容を二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。

3 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ② 「残薬調整に係るもの以外の場合」を算定しているが、薬学的観点から必要と認める事項について、処方医に対して連絡・確認を行っていない。

4 薬剤情報提供文書

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない又は不適切である。
 - ア 用法
 - イ 効能、効果
 - ウ 副作用
 - エ 服用及び保管取扱い上の注意事項
- ② 用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

(2) 効能・効果等の記載について、調剤した薬剤の服用に関して患者の状態に合わせて、必要な情報を記載すること。

5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項や、投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む。）等の服用に際して注意すべき事項の記

載が不十分な例が認められたので改めること。

6 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない次の不適切な例が認められたので改めること。

- ア 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。
- イ パスワードの要件である英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更していない。
- ウ 情報システムの関係職種ごとのアクセス範囲が適切でない。
- エ 特定のIDを複数の事務職員が使用している。
- オ 情報のバックアップを取得していない。

7 調剤報酬明細書

調剤報酬明細書について、一般名処方が行われた医薬品に関して、後発医薬品を調剤しなかった場合に、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載していない不適切な例が認められたので改めること。

8 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。

9 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

10 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等及び手帳への記載が不十分である。

11 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない例が認められたので改めること。

12 外来服薬支援料

外来服薬支援料2について、薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、一包化の理由の薬剤服用歴等への記載が不十分な例が認められたので改めること。

13 在宅患者訪問薬剤管理指導料

(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴の記録について、次の事項の記載がない又は不十分である。

- ア 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- イ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
- ウ 処方医から提供された情報の要点
- エ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

(2) 薬学的管理指導計画について、当該計画の見直しが不十分な例が認められたので改めること。

14 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料について、患者の同意を得ていない例が認められたので改めること。

(2) 服薬情報等提供料2について、患者又はその家族等からの求めがあった場合において、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、情報提供の都度、薬剤服用歴等に記載していない。

(3) 服薬情報等提供料2について、保険薬剤師がその必要性を認めた場合において、次の不適切な例が認められたので改めること。

現に患者が受診している保険医療機関に対して、服薬状況等に関する以下の事項について文書（別紙様式1-1又はこれに準ずる様式の文書）等により情報提供を行っていない。（文書等に必要事項を記載していないものを含む。）

- ア 当該患者に対する服薬指導の要点、患者の状態
- イ 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報

IV 薬剤料等に関する事項

薬剤料

薬剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

内服薬につき、1剤とすべきところ2剤として薬剤料を算定している。

V 事務的事項

1 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東海北陸厚生局長に届け出ること。

- ① 開局時間の変更
- ② 管理薬剤師の異動
- ③ 保険薬剤師の異動
- ④ 保険薬剤師の勤務形態

2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 後発医薬品調剤体制加算関係
後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ② 薬剤調整料（調剤料）の夜間・休日等加算関係
当該加算の対象となる日及び受付時間帯を保険薬局内のわかりやすい場所に掲示していない。
- ③ 東海北陸厚生局長に届け出た事項「調剤基本料3-ロ」に関する事項の掲示が誤っている。

3 一部負担金等の取扱い

明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

明細書の内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かるものとなっていない。

VI その他の事項

1 調剤報酬明細書の記載

「処方月日」欄の記載方法に誤りが認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めること。
- (2) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤

報酬明細書の確認が行われていないので改めること。

3 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。